

## 学習者用端末利用規約

下関商業高等学校

学習者用端末を使用する生徒は、以下のことを守って利用すること。

### 1. 学習者用端末の使用について

- (1) 学習者用端末は、学校における授業や HR 活動等において使用する。
- (2) 学習者用端末は、教員の指示があった場合に、自宅に持ち帰って学習活動のために使用することができる。
- (3) 学習者用端末は、学校及び自宅等の Wi-Fi にアクセスすることができる。
- (4) 学習者用端末をインターネットに接続して利用するために、全生徒に Google アカウントを付与する。なお、Google アカウントで利用できる主なアプリは以下のとおりである。



Gmail



ドライブ



Classroom



ドキュメント



スプレッドシート

- (5) 授業や HR 活動等でデータを保存する必要がある場合は、Google ドライブに保存する。

### 2. 学習者用端末の管理について

- (1) 学習者用端末の破損や紛失、盗難に注意をする。
- (2) 学習者用端末の充電は、学校の電源キャビネットまたは自宅等で行う。
- (3) 学習者用端末は、他者に使用させない。
- (4) 学習者用端末をログインしたまま放置しない。
- (5) 学習者用端末に入っている基本ソフトウェア（OS）やインストールされているソフトの改造を行わない。

### 3. アカウント（ID・パスワード）の管理について

- (1) アカウント（ID・パスワード）は、他者に教えたりすることなく厳重に管理する。
- (2) パスワードを設定する場合は、容易に推測できる連続した文字や数字を使わないようにする。
- (3) パスワードを忘れた場合には、担任に申し出る。

### 4. 学習者用端末の故障、紛失等への対応について

- (1) 学習者用端末に不具合や故障が発生した場合、紛失や盗難が発生した場合は、速やかに担任へ連絡をすること。
- (2) 学習者用端末の通常使用による故障及び軽微な過失による故障、紛失、盗難などに係る原状回復費用については、学校が負担する。
- (3) 故障、紛失、盗難が、故意または重大な過失によるものと認められる場合には、生徒（保護者）に費用を負担させる場合がある。

## 学習者用端末の貸付けに係る留意事項（県教委文書より抜粋）

今後、学習者用端末等の利用に係り、別紙「学習者用端末等貸付物品借用証」の提出をお願いします。なお、この書類の提出をもって、学習者用端末等の借用申請があったものとします。

学習者用端末等の取扱いについては、下記の点に注意してください。

- 公序良俗に反することや、違法行為、極端な生活リズムを崩すような利用はやめてください。学習者用端末の通信記録や、Webアクセスの履歴を調査・確認することがあります。なお、学校外での利用におけるインターネット接続に係る通信料や家庭における充電に係る費用は、家庭での御負担をお願いします。
- 学習者用端末の利用にあたって、以下の事項の順守をお願いします。以下の事項が守られず、学習者用端末が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、弁償等をしていただくことがあります。
  - ・ 学習者用端末には、不適切なサイトへのアクセスを制限するフィルタリングソフトやウイルス感染を防ぐウイルス対策ソフトを導入しています。フィルタリングソフトやウイルス対策ソフトの削除や設定変更等をしないでください。
  - ・ 学習者用端末等を紛失した際に、端末のデータを保護する仕組みを導入しています。
  - ・ 学習に不要な機能については、機械的に使用制限をかけています。
  - ・ 他人への転貸（また貸し）や転売をしないでください。
  - ・ 精密機器につき、丁寧・適正な取扱いをお願いします。乱暴に取扱ったり、故意に破損させないでください。
- 学習者用端末等について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。必要な手続きをお願いします。また、故意または重大な過失によるものと認められる場合には、費用を負担していただくこともあります。なお、盗難等の被害にあった場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。
- 学習者用端末についてのQ & Aより
  - ・ 学習者用者端末自体を忘れていたり、充電を忘れた生徒に対しては、予備の学習者用端末を貸し出すなど、学習に支障がないように対応します。
  - ・ 学習者用端末は、生徒が学習活動に活用するために貸与されるものであり、生徒本人以外は使用できません。また、個人的な旅行への持ち出しはお控えください。
  - ・ 新たにインターネット契約をする必要はありません。インターネット環境がある家庭では、インターネットへの接続が可能です。
  - ・ 学習者用端末を使用することでこれまで実施することが難しかった学習に取り組むことができます。また、新型コロナウイルス感染症や自然災害等による学校の臨時休業等の緊急時においても、生徒の学びを継続させるためのツールとして活用します。